



～チャイルドの経営コンサルタント監修による～

選ばれる園に なるための メルマガ



株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



人事院勧告を踏まえた令和7年度補正予算による処遇改善について

(株)幼保経営サービスコンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。レーヴ法律事務所などの専門家を含む、チャイルドグループのノウハウをQ&A形式でお届けします。

Question 公定価格における人件費の改定について留意すべき点など教えてください

A nswer

令和7年12月16日に令和7年度補正予算が成立し、保育士等の人件費について、国の予算上+5.3%の改善が行われました。当該措置に伴い、処遇改善加算区分2及び区分3については、全額を賃金の支払い及び法定福利費等の事業主負担分に充てる必要があります（注 単純に保育士の年収が5.3%上昇するものではありません）。では、支給財源はいつごろ事業所宛てに配布されるのでしょうか。国は、自治体に対して3月中の支弁を促していますが、実際の運営は自治体任せとなっており、年度を跨ぐことも想定されます。また、国は事業所に対しても3月中の改定分支払いを要請しており、遅くとも夏季賞与までには支払いを完了させることを求めていました。すでに処遇改善の一本化により、区分2及び区分3の見込額の50%以上を毎月支給する必要がありますが、改善差額分については一時金で支払うことを基本としています（事務負担を考えれば、当然のことかと思われます）。



事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平(弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email yohokeiei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

